

避難者訴訟第3陣 第2回口頭弁論サマリー

避難者訴訟第3陣：第2回口頭弁論，福島地裁いわき支部において開催

第2回口頭弁論：6月12日（火）16：00から

2018年6月12日

福島原発被害・避難者訴訟第3陣弁護団 共同代表 弁護士 大川 隆 司
共同代表 弁護士 菊 地 修
共同代表 弁護士 野 本 夏 生
共同代表 弁護士 広 田 次 男

第1 今回の期日の意義について

- 1 今年4月18日に行われた第1回口頭弁論では，原告（我々）が提出した「訴状」と東電が提出した「答弁書」が提出されました。今回の期日は，東電が出した「答弁書」に対する，反論の第一弾となります。
- 2 東電が「答弁書」で述べてきたことは，大ざっぱに言うと，
 - ・賠償については、「中間指針」を国が定めていて、それに基づいて私たちは賠償しているからこれ以上の賠償の必要性は基本的にはないよね。
 - ・ふるさと喪失という被害は、認められないね。というものでした。
- 3 そこで，今回の期日では，
「ふるさと喪失という被害は確かに認められる！それはこういうことだ！」
ということを示す書面2通（合計92ページ）を提出します。
書面の大半は，第1陣原告が昨年までに積み上げてきた数々の証言の紹介になります。この数々の証言の厚みこそが，故郷喪失に伴う深刻な被害実態を裁判所に示すための大きな武器になるためです。
- 4 また，この4月から合議体の裁判官3名のうち裁判長と左陪席裁判官が交代しました。この新しく来た裁判官に対して，「第1陣原告の皆さんは，このいわきの法廷で，こんな悲痛な叫びを訴えてきたんです。そのところを，しっかりと受け止めて下さい」ということを改めてレクチャーするということも弁護団では意図しています。

第2 第2回口頭弁論の概要

1 原告

準備書面（1）：故郷（ふるさと）の喪失と甚大な精神的苦痛について

この書面は，①原告らの故郷がどんなものであったか，②原発事故によって故郷がいかにかメチャメチャにされてしまったか，③故郷を失ったことで，原告らは

どんな精神的苦痛を受けているか、をそれぞれ指摘するものです。

原告らの故郷では、多世代の家族、親戚、近隣住民、旧知の友人、氏子仲間、仕事を通じた仲間など、多様な人びとが密接なコミュニティを作り、その基盤の上に、安心した日々を送っていました。

第一陣原告の言葉を借りるならば

「昼間鍵をかけなくても別に心配ないような地域」であり「どこどこのおじいちゃん、どこどこのお孫さん」といった顔が見える関係であり、「悩みとは全く無縁な生活」を送っていました。

しかし、原発事故は、このように多様で豊かな人びとの営みを奪い去りました。

その結果、原告らは、とても大きな精神的苦痛を受けました。第一陣原告の言葉を借りるならば、

「浪江の皆さんが集まったときに、（兎追いしからはじまる）故郷という歌を今聞くと、胸をぐっとつかんで、ぐうっとうゆうすぶられるような寂しさ、悲しさ、悔しさがあります。それで、4小節か8小節ぐらい聞くともうみんな慟哭し、聞いていることもできない、演奏することもできないという状態になってしまいます。会場全体が、もう、動揺して、最後には本当に体を震わせて泣いてしまいます。それで、ここ2年ぐらいは、「故郷」を歌わないでくださいとお願いしています。」

といった数々の証言からも窺える、大きな心の傷を負いました。

また、故郷での生活を失った避難者らは、本件事故から7年を経過した現在に至っても不安や孤立を深め、心身を病んでいる方も少なくありません。

更には、本件事故から7年を経過した現在に至っても、福島県内での震災関連の自殺者は絶えない深刻な状況です。

準備書面（1）の最後では、裁判所はこのような深刻な原告らの精神的な苦痛に対して、正面からきちんと向き合う責務があることを指摘しています。

準備書面（2）：故郷（ふるさと）機能とその喪失について

この書面は、故郷の喪失が、とても大きな精神的な苦痛をもたらしていることにとどまらず、故郷が果たしてきた様々な機能（便益）も奪っていることを指摘するものです。「心の大きな傷はもちろんだけど、日々の生活でも事故前と比べて色々な不利益を実際に受け続けているんだ」ということを指摘するものです。

故郷が果たしてきた様々な機能について、第1陣訴訟で環境経済学者の除元教授が証言をして下さいました。

その証言をもとに、故郷には、①生活費代替機能、②マイナーサブシステム（自然の採取活動に伴う多面的な価値・効用）、③相互扶助・共助・福祉機能、④行政代替・補完機能、⑤人格発展機能、⑥環境保全・維持機能に整理できることを指摘

しています。

原発事故前、隣近所で「おすそ分け」し合う関係にあった方が多く、食費をそれほどかけなくても、豊かな食生活を送ることができていました。

また、そういった「おすそ分け」を通じて、「困ったときにはお互い様」という関係を築いてきました。

しかし、原発事故によって避難を強制された結果、避難者はこういった生活基盤を失うことになりました。

この準備書面（２）では、「第一陣判決は、そういった損害も適切に評価しているか、もう一度改めて問い直すべきだ」と指摘しています。

2 東電

今回は、何も提出していない。

3 次回第3回口頭弁論

2018年8月21日（火）※開始時間は午後4時を予定しています。

東電の「答弁書」に対する反論第2弾を提出する予定です。

以 上